

**新潟市観光マップ作成業務委託に係る  
委託業者の選定方法及び評価基準**

企画提案書は、次に掲げる項により評価・特定する。

1. 企画提案書を特定する評価基準（100点満点）

|   |            | 項目                         | 配点                      | 評価のポイント                                     |
|---|------------|----------------------------|-------------------------|---|
| 1 | 業務実績と運用体制等 | 業務実績                       | 10                      | 過去に類似業務の実績があり、受託者として十分なものか。                 |
|   |            | 運用体制・スケジュール                |                         | スタッフの配置等執行体制及び執行スケジュールは十分なものか。              |
| 2 | 企画・構成      | 全体構成                       | 40                      | 観光客等に分かりやすく、興味を持たせるような構成となっているか。            |
|   |            | 主要情報に係る企画                  |                         | 観光資源や交通案内等、必要な観光情報が十分に紹介されているか。             |
|   |            |                            |                         | 利用者の利便性、満足度を向上させるために、創意工夫を凝らした独自提案がなされているか。 |
|   |            | スマートフォンと連携し活用できるものとなっているか。 |                         |   |
| 3 | 表現力        | 表紙デザイン・マップのタイトル            | 40                      | 想定する使用用途に適した魅力的で興味を喚起し、かつわかりやすいデザインとなっているか。 |
|   |            | 全体デザイン（表紙以外）               |                         | 分かりやすい、見やすい地図が掲載されているか。                     |
|   |            |                            |                         | 字の大きさや色使いは見やすいものとなっているか。                    |
|   |            |                            |                         | 持ち運びしやすい折り方に製本されている、紙が丈夫など利便性に優れているか。       |
| 4 | 費用見積書      | 10                         | 提案内容に対して妥当な価格設定となっているか。 |   |

## 2. 特定方法

- (1) 選定委員会の各評価者が、企画提案書ごとに評価基準に基づき採点、総得点による順位付けを行う。
- (2) 各評価者による評価の合計点の平均が50点以上であり、かつ、各選定委員の順位数の和の小さい順に、第1位の最優秀者及び第2位の優秀者を選定する。  
※優秀者は最優秀者が辞退等で契約できなくなった場合に選定する。
- (3) 同順位の企画提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が採用を決定する。
- (4) 企画提案書の合計点数が(2)の基準に満たない場合は採用せず、基準を満たす企画提案書がない場合は再度企画競争を行う。

## 3. 契約相手方の特定

採用された企画提案書を応募した者が、契約の相手方として特定される。